

吸収分割に係る事後備置書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

2026年7月1日

株式会社ダイブグループ

株式会社ダイブ

2026年7月1日

吸収分割に係る事後備置書類

東京都新宿区新宿二丁目1番12号
PMO 新宿御苑前2階
株式会社ダイブグループ
代表取締役 庄子 潔

東京都新宿区新宿二丁目1番12号
PMO 新宿御苑前3階
株式会社ダイブ
代表取締役 野方 慎太郎

株式会社ダイブグループ（2026年7月1日付で「株式会社ダイブ」から商号変更。以下「分割会社」といいます）と株式会社ダイブ（2026年1月1日付で「株式会社ダイブ分割準備会社1号」から商号変更。以下「承継会社」といいます）とは、分割会社の観光 HR 事業（労働者派遣事業・有料職業紹介事業）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます）を実施いたしました。本分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026年7月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

（1）株主による吸収分割の差止請求

本分割において、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求

会社法第785条の規定に基づき、2026年5月21日に公告を実施いたしましたが、所定の期間内に株式買取請求をした株主はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求

分割会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

本分割については、承継する負債につき分割会社が併存的債務引受を行うため、会社法第789条第1項に規定する異議申述可能な債権者はおりませんので、該当事項はありません。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 株主による吸収分割の差止請求

分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

会社法第799条第2項の規定に基づき、2026年5月21日付の官報に公告を掲載いたしました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本分割の効力発生日である2026年7月1日をもって、2025年8月18日付で締結した吸収分割契約書に基づき、分割会社の観光 HR 事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継資産額（概算）：2,873百万円

承継負債額（概算）：1,096百万円

5. 本分割に関する変更登記をした日

効力発生日から2週間以内に行う予定です。

6. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上